

投稿論稿選出理由

インサイダー取引規制における「行うことについての決定」該当性の判断枠組みの一考察

原澤翔多

本論稿は、内部者取引規制の「決定」の意義について、村上ファンド事件最高裁決定を材料に、投資者の投資判断に影響を及ぼしうる考慮要素の整理とあわせて、独自の判断枠組みによる意義の明確化を試みるものである。

編集委員会としては、次の点を評価した。

- ・ 本論稿は、短い分量の中で、「決定の意義の明確性と実効性」というはっきりした問いへの簡潔かつ必要十分な応答を意識しており、非常に好印象だった。
- ・ 考慮要素の検討に先立ち、村上ファンド事件を中心に従来判例と学説上の議論を過不足なくかつ堅実に整理しており、先行研究への言及や引用量も適切であった。この点につき論理的精確性が認められた。
- ・ 上記整理に基づく丁寧な考慮要素の検討を行った上、独自の具体的判断枠組みを定立し、さらに適用可能性を自ら検証したことについても、後述する問題点があるものの、一定の新規性・論理的精確性が認められた。

一方、審査会議では、会社の内部情報を対象とする金融商品取引法 166 条 2 項 1 号と、市場における将来の取引情報を対象とする同 167 条 2 項の差異に詳しく触れることなく捨象している点、「日本の証券市場は投機的である」と立証なく断じている点、および独自の枠組みが最高裁による現行の枠組みよりも明確と言えるかについての論証を欠く点につき、論理的精確性を欠くとの指摘がなされた。しかし、これらの問題は本論稿の核心部分に与える影響が少ないことを理由として、上記の指摘をもって本論稿の価値が大きく減じられることはないとの評価に至った。(なお、この点について、掲載決定後に、執筆者による一定の補正・追記がなされた。)

以上から、本論稿は法科大学院生の論稿として論理的精確性及び新規性が共に一定水準に達しており、掲載可と判断するに至った。

職場における「パワー・ハラスメント」に関する比較法的考察 ——カナダ法のハラスメント規制を素材に——

日原雪恵

本論稿は、我が国のパワー・ハラスメント規制の課題を提示した上で、それを念頭にカナダの連邦法及び 4 つの州法のハラスメント規制法を比較・検討し、我が国のパワー・ハラスメント規制の検討に有益な示唆を導くものである。

編集委員会としては、次の点を評価した。

- ・ カナダの連邦法・州法について、立法経緯や最新の改正を含め、網羅的に調査し、かつ、表にわかりやすくまとめている。
- ・ 日本法の課題の指摘や、比較対象としてカナダの連邦法・州法を選んだことについて、政府の検討資料や裁判例、各国の立法状況などを用いた、十分な理由付けがなされている。そして、本論稿の核心部分であるカナダ法の紹介においては、自らの立てた視点に沿って、一貫した検討がなされている。加えて、日本法への示唆を導く上でも、日本とカナダの相違点を踏まえた

慎重さが見られるなど、論稿全体を通じて高い論理的精確性が認められる。

- ・ そもそもカナダ法のハラスメント規制に関する邦語先行研究は少ない。そして、複数の州法を比較して各州法の利点・問題点を浮かび上がらせるという手法や、最新の改正までフォローされている点、立法経緯を詳細に調査している点に、新規性・独自性が認められる。
- ・ 2019年5月に我が国でパワハラ防止法が成立し、その運用や解釈、新たな立法措置に関する議論において本論稿が果たす役割は大きく、社会的意義も認められる。

一方、審査会議では、先日、改正労働施策総合推進法の成立（2019年5月29日）や、職場における暴力及びハラスメントに関するILO条約・勧告の採択（同年6月21日）など、本論稿のテーマに関わる重要な動向があったにもかかわらず、本論稿がその内容を踏まえられていないことについて議論がなされた。この点、そもそもこれらは、本論稿の投稿日（2019年3月19日）以後の出来事であり、本論稿の内容に反映させることは不可能であった。また、本論稿の核心部分は、カナダ法のハラスメント規制の紹介・検討にある以上、この問題は本論稿の価値を減殺するものではないとの結論に至った。（なお、この点について、掲載決定後に、執筆者による一定の補正・追記がなされた。）

以上から、本論稿は法科大学院生の論稿として論理的精確性及び新規性が共に一定水準に達しており、掲載可と判断するに至った。

不法行為法におけるプライバシー ——その権利性と受忍限度——

溝端俊介

本論稿は、憲法・民法・刑法にまたがるプライバシー権論を整理し類型化した上で、不法行為法における受忍限度論との接合を図ったものである。

編集委員会としては、次の点を評価した。

- ・ 諸法にまたがっているプライバシー権論を整理した上で、3つの類型に分け、判例を分析したこと。
- ・ 受忍限度論の根拠から論じ、受忍限度論が違法性阻却に位置づけられ、公益性の内容を検討し、プライバシー権論と接合したこと。
- ・ 受忍限度論は、自己情報コントロール権のなかで公益性が問題となる場面に限定されるとしたこと。

なお、審査会議では、次のような指摘もなされた。

- ・ ホイットマン論文は尊厳と自由を基軸に欧米の法文化を比較するものであるが、日本法内部におけるプライバシー概念の分析に用いてよいのか疑問があること。
- ・ 捜査目的に対しては厚く論じる一方、執筆者は行政目的に対して寛容的であるように思われるが、情報化社会においてこのような立場は妥当であるのか。
- ・ 受忍限度論における公益性と人格的利益における公益性と、両者の公益性の定義が曖昧であるように思われること。

しかしながら、プライバシー権論を整理し類型化したこと、受忍限度論と接合したことには学術的価値を認めることができ、指摘された点は、公刊後に読者から批判されるべきものであって、上記の指摘をもっても本論稿の価値が損なわれることはないとの評価に至った。（なお、第IV章が当初不十分であったため、掲載決定後に、執筆者による一定の補正・追記がなされた。）

以上から、本論稿は法科大学院生の論稿として論理的精確性及び新規性が共に一定水準に達しており、掲載可と判断するに至った。